

II 指定申請について

2 指定の要件

事業者・施設の指定は、

- ・法人格を有すること
- ・人員基準、設備基準を満たすこと
- ・運営基準に従って適正に運営ができること

を要件として、「サービスの種類ごと」「事業所ごと」に行います。

(1) 指定基準について

サービス種類ごとに以下の3つの視点から、指定基準（基準条例）が定められています。

- 人員基準（従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準）
- 設備基準（事業所に必要な設備等に関する基準）
- 運営基準（サービス提供に当たって事業所が留意すべき事項など、事業を実施する上で求められる運営上の基準）

☆指定基準は利用者に対する支援を適切に実施するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、各事業者は常にその運営の向上に努めなければなりません。

(2) 最低基準について

障害福祉サービス事業のうち、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、障害者支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センターについては、指定基準のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の定められた内容（以下、最低基準）も満たす必要があります。

最低基準には、管理者の資格要件や定員規模など、自治体の指定を受けない場合であっても満たさなければいけない最低限のルールが定められています。

内容は以下のリンクから確認してください。

- ・ [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について](#)
- ・ [児童福祉施設の設備及び運営に関する基準](#)

各事業者は、指定を受けた以降も指定基準・最低基準を遵守しなければなりません。

栃木県は、指定基準・最低基準を満たしていない指定事業者に対して、改善勧告、改善命令、指定取消し等の行政指導・行政処分を行うことができます。

また、指定基準が守られていない場合、報酬の減算などのペナルティが課される場合があります。